

高松家庭裁判所委員会（第38回）議事概要

1 日時

令和5年7月14日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

高松家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員

亀谷哲也、小早川龍司、玉井秀紀、長町協子、藤澤恒子、細川充、前田巖、
前田政裕、村上典子、山下直子

(2) 説明者

嶋田恵子（主任家庭裁判所調査官）

(3) 事務担当者

小野理恵子（首席家庭裁判所調査官）、松岡正樹（首席書記官）、佐野精治（事務局長）、柏井泰人（事務局次長）、田中泰史（総務課長）、山西弘記（次席家庭裁判所調査官）、土井環（総務課課長補佐）、佐古美雪（総務課係員）

4 議事（■委員長、○委員、●説明者又は事務担当者）

(1) 高松家庭裁判所長あいさつ

(2) 本日のテーマ「家庭裁判所調査官の役割と採用広報について」に関する協議

ア テーマに関して、説明者が説明を行った。

イ 質疑応答及び意見交換

■本日のテーマについて各委員から御意見を伺いたい。

○家庭裁判所調査官（以下、「調査官」という。）の採用者における新卒者と既卒者の比率を教えてください。

●民間企業のような既卒者採用枠といったものはなく、受験資格は21歳以上から30歳未満とされており、幅広い期間に受験することが可能である。

新卒者と既卒者の割合についてのデータは承知していないが、大学又は大

学院を卒業してすぐの人から、職歴を経て採用される人までその経歴は様々である。

○1年間の採用人数を教えてください。また、全国枠なのか、高松で何人、四国で何人と枠があるのか。

●ここ最近では全国で毎年50人強を採用している。

○第1次試験の有効受験者数からみると、大体1.1倍ぐらいの倍率になっているのか。

●採用試験が院卒者枠と大卒者枠に分かれるので、近年の倍率は8倍とか9倍前後の数値になることが多い。

○調査官が、少年事件又は家事事件の一事件当たりの調査に要する時間を教えてください。

●少年鑑別所に入所する少年事件の場合、3週間以内に少年や保護者と面接をしたり、通学あるいは卒業した学校等関係機関に電話や訪問したりして、調査報告書を作成し、審判に出席している。家事事件の中でも調停手続の場合は話し合いの手続であるため、合意に至るまで又は合意に至らず終了するまで、半年から1年程度要することがある。両親間に紛争がある事件を例に挙げると、1、2か月ごとに開かれる調停期日に立ち会うほか、その間に両親や子どもの通園・通学先を訪問したり、必要に応じて子どもと直接会ったりして、裁判官に調停の進め方についての意見を提出している。このように、個々の事件ごとに、要する時間や労力は異なる。

○採用試験の時に集団討論を行うという話があったが、どのような点を重視するのか教えてください。

●企業の一般的な採用面接と同様で、コミュニケーション能力や考え方の柔軟性、相手の意見を踏まえながら自分の意見を言えるかという点を見ているのではないかと考えている。

■公開法廷で裁判手続が行われる地方裁判所の判決は、ニュースで取り上げられる機会も多く、裁判官や裁判所書記官といった職種を目にする機会が多い。他方、家庭裁判所の手続は事件の性質から非公開とされており、家庭内の問題について解決の在り方を提案し、当事者が自分たちで未来を開く手伝いをする専門職種として調査官が設けられている。家庭裁判所にとって調査官は重要な職種であり、それにふさわしい人材を確保していかなければ国民から信頼される裁判所が成り立たなくなってしまう。皆さんは調査官という職種について承知されていたか。また、これまで調査官がどう見えていたのか、あるいは見えていなかったということであれば、どうすれば関心を持っていただけるのか、御意見を頂きたい。

○正直なところ、調査官という職種を余り知らなかった。採用者数における女性職員の割合が70%である理由がワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場環境にあるのであれば、その点をPRすることで、女性からの受験申込みが増えるのではないか。

●調査官補の採用試験に限らず、公務員の採用試験は実力試験であり、性別等で差別されることはない。また、裁判所は採用以降も性別によって区別されることなく、女性であっても、男性であっても自分の能力を活かしながら働くことができるところが大きな魅力だと思う。

○受験者の男女比率も女性が多いのか。

●正確な数値はないが、心理学や社会福祉学等の専攻者に比較的女性が多いことから、受験者も女性が多い傾向にあるように思う。

■最近の学生たちの進路や職業選択に関してお気付きの点があれば伺いたい。

○まず、調査官には様々な学部出身者がいることに驚いた。公務員を目指している多くの学生は、地元志向が強いため、全国を転勤する職種ではなく地元の県庁、市役所あるいは警察といった身近な職種を選択する傾向にあり、国家公務員の総合職という職種に高いハードルを感じているようにも

思う。また、そもそも調査官という職種を知らないとも思われる。彼らの思い描くキャリアと違うかもしれないが、公務員を考えている学生に、大学で学んだ専門性を生かすことができる調査官という仕事があることを紹介したい。

●若者に地元志向が強い理由はどのように分析されているか。将来的に共働きとなるため、祖父母の援助が必要とされる可能性を考慮した結果なのか。

○地元の大学に進学した学生は、人間関係を維持したいという思いが非常に強く、都会志向が感じられない。コロナ禍で特殊な学生時代を過ごしたことが影響しているのか、全体的に少し内向きという感じがする。

○今はインターネットで欲しい物が手に入り、SNSの中で様々な人とつながることができるため、地元志向の若者が多いのではないかと思う。就職先を検討した際のことを思い返すと、調査官という職種があることは知っており、全国転勤には赴任先ごとの楽しみがあると思う反面、結婚や子育てを考慮すると全国転勤の職種を選択することに躊躇があったため、調査官補採用試験を受験するには至らなかった。大企業のように勤務地を全国又はエリア限定と選択できる仕組みは検討されているのか。

●多くの調査官が首都圏あるいは関西圏に生活拠点を持つ傾向にあるが、子育て世代、特に幼い子供を抱える職員が遠方に頻繁に転勤することはなく、仕事と家庭生活の両立が可能となるようにできる限りの配慮がされている。

■異動についての配慮は採用説明会等の機会に発信しているのか。

●できる限りワーク・ライフ・バランスに配慮していることは説明している。もっとも、同一勤務地に留まり続けることは難しいため、多くの調査官は配偶者と調整しながら仕事を続けているのが実態であるが、子育て等を理由に退職する職員はほとんど見受けられない。

■実は、裁判所職員の中では裁判官も同様の悩みを抱えているが、全国的に均質な司法サービスを提供するためには転勤をなくすことはできない。他方、学生の立場からすると、調査官は全国転勤するものだというイメージが先行してしまい、調査官という職業を選択することに躊躇する面があるように感じる。

今どきの若者に仕事のやりがいを強調しても就職先として選択してもらえないといった指摘はあるものの、調査官の存在や仕事内容について認知されなければ、受験者増加にはつながらない。この点について、工夫の余地はあるか。

○正直なところ、一般市民からすると家庭裁判所は敷居が高く、調査官という職種を認知していなかった。調査官の仕事内容について裁判所のホームページに掲載されているのか。例えば「転勤があるか？」といったようなよく質問を受ける事項について質疑応答のような形で掲載されているのか。

●裁判所のウェブサイトの中に裁判所職員採用試験に興味がある方に向けたページがある。調査官だけでなく裁判所事務官等の職務内容やQ&A、職場の様子が分かる動画等も掲載されており、調査官について関心がある人が検索すれば、ウェブサイトに簡単にアクセスすることができる。

○中小企業や零細企業においても、人材確保が一番の課題であり、人材確保のためにホームページを立ち上げるノウハウもなく、ハローワークや採用サービス会社に依頼して人材を確保している状況が多い。先日、当社で採用面接を行った際に、転勤があることを理由に前職を退職したという方がおり、最近では男女問わず地元志向が強いと感じている。また、携帯で検索して、すぐ応募できる企業に面接を申し込むという意見を聞いたこともある。

■裁判所のみならず一般企業においても、転勤が支障になるということは非常に悩ましい問題である。また、興味のある人がすぐにアクセスできるホームページが非常に重要という指摘があった。

○今は、就職の方向性をある程度決めた人が調査官という職種を選択しているように感じており、調査官という魅力的な仕事があることに気付いてもらえていないことが受験者数が伸び悩む原因の一つだと感じた。

■報道等の機会を通じて、裁判所の存在自体は知られているが、大学で法学や心理学を専攻していない方にとっては、将来の進路としての認知度が低いことに加え、家庭裁判所は特に敷居が高いと認識されていることも影響しているか。家庭裁判所は国民にとって一番身近な裁判所であり、そこで働く調査官という存在に気付いてもらう方策について御意見を頂きたい。

○足を運ぶ機会の多い市役所に採用募集のチラシを置いてみてはどうか。

○調査官の仕事内容ややりがいについてドキュメンタリーを制作して継続的にユーチューブで発信していくことで広く大衆の目に触れやすくなるのではないか。

●裁判所職員について興味を持つ方の目に留まりやすいよう、裁判所ウェブサイトでは執務の様子や仕事内容を紹介する動画等を、ユーチューブやインスタグラム等ではショート動画を掲載しているが、たしかに検索しなければ目にすることができないものであり、若者にいかに注目してもらうかが課題である。

○調査官の仕事は、当事者の人生に深く関わる重要な仕事であり、家庭裁判所にとって不可欠な職種である。調査官という職種についてユーチューブ等で発信し、魅力を伝えていくとよいと思う。

調査官の転勤周期や、給与等の処遇がその専門性に相応した内容になっているのか、また、書記官との差といった点についてお伺いしたい。

- 異動の頻度は3年に1回程度のことが多いが、首都圏や関西圏等であれば通勤できる範囲に裁判所が多くあるので、毎回転居しているわけではないし、子育て等事情があれば配慮される。転勤は様々な土地を楽しむことができるメリットも非常に大きい。

収入面については総合職として相応の給与を得ている。同じ年代の一般職の書記官・事務官と比べると、専門性に応じて給与の格付けは高めに設定されている。責任は決して軽くなく、全国異動の負担もあるが、それに見合う給与を得ていると個人的には思っている。

(3) 次回期日及び次回テーマ

今回は、「家事調停委員の人材確保について」をテーマに、令和5年12月15日（金）午後1時30分から開催することとした。